

法人県民税均等割の減免について

兵庫県では、収益事業を行わない以下の法人について、申請により法人県民税の均等割を減免することができます。（兵庫県税条例第31条）

対象となる法人

収益事業（※）を行わない次の法人

- ・公益社団法人及び公益財団法人
- ・認可地縁団体（地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき認可を受けた地縁による団体）
- ・特定非営利活動法人（NPO法人）（特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人）
- ・マンション管理組合法人等（建物の区分所有等に関する法律第47条に定める管理組合法人）

一般社団法人及び一般財団法人は、非営利型法人で収益事業を行わない場合でも減免の対象となりません。

※収益事業とは、法人税法施行令第5条に規定されている事業をいいます。
行っている事業活動が収益事業に該当するかどうかについては管轄の税務署にご確認ください。

減免の範囲

法人県民税 均等割額（年額 22,000 円）の全額

申請の手続

●提出書類

①道府県民税の均等割申告書（第11号様式）

4月1日から3月31日までを計算の期間として算定した道府県民税の均等割申告書を提出期限までに提出してください。（期間が1年に満たない場合は月割により計算します。）

②法人県民税の減免申請書

①の申告書とあわせて、「法人県民税の減免申請書」を提出期限までに提出してください。
添付書類・・・減免の理由を証明するに足りる書類（決算書、事業報告書等）

※①申告書及び②申請書は、兵庫県のホームページからダウンロードできます。

「申請書等ダウンロード」（外部サイトヘリンク）

<http://www.shinsei.elg-front.jp/hyogo/navi/procList.do?fromAction=10&govCode=28000&keyWord=342>

●提出期限

上記計算期間の翌4月30日（土曜日、日曜日または休日の場合は、その翌日となります。）

●提出先

管轄の県税事務所

- ・収益事業を行っている場合は、減免の対象となりません。
- ・提出期限までに申告書及び減免申請書の提出がない場合は減免できませんので、必ず期限内に申告・申請してください。
- ・減免を受けた期間の翌年以降の期間については、収益事業を行っていない場合は引き続き減免となりますので、申告・申請は不要です。ただし、収益事業を開始した場合は、減免の要件に該当しなくなり法人県民税等の申告納付が必要になりますので、収益事業開始届を提出してください。
- ・詳しくは管轄の県税事務所へお問い合わせください。